

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年12月 8 日

金 曜 日

第 4289 号

目 次

告 示

- 富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの利用料金の額についての一部改正 1
- 道路の区域変更 2
- 道路の供用開始

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 3

告 示

富山県告示第475号

富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの利用料金の額
についての一部改正について

富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの利用料金の額について
(平成27年富山県告示第 380号) の一部を次のように改正する。

平成29年12月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 の表中「又は第 3 号ロ」を「、第 3 号ロ又は第 4 号」に改め、「第24条第 4 号」を「第24条第 5 号」に改める。

2 の(1)の表中「第 5 条第21項」を「第 5 条第23項」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。ただし、2 の(1)の表の改正規定は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(障害福祉課)

富山県告示第476号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において12月 8 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年12月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 鹿西氷見線	氷見市稲積字野田1815番4 地先から 氷見市稲積字野田1810番3 地先まで	変更前		最大 12.6 最小 8.5	34.0	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
	氷見市稲積字野田1815番4 から 氷見市稲積字野田1815番4 まで	変更後		最大 12.6 最小 12.5	34.0	
県道 福平経田線	魚津市東町3424番 2 から 魚津市東町3433番 2 まで	変更前		最大 22.1 最小 13.0	74.6	新川土木 センター
	魚津市東町3424番 3 から 魚津市東町3433番 2 まで	変更後		最大 23.6 最小 13.7	74.6	

富山県告示第477号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において12月 8 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年12月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 鹿西氷見線	氷見市稲積字野田1815番4から 氷見市稲積字野田1815番4まで	平成29年12月8日	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
県道 福平経田線	魚津市東町3424番3から 魚津市東町3433番2まで	平成29年12月8日	新川土木 センター
県道 虎谷大榎線	滑川市大浦 335番2から 滑川市大浦 344番2まで	平成29年12月8日	新川土木 センター
県道 北高木新富町 線	砺波市林2047番1から 砺波市林1514番まで	平成29年12月8日	砺波土木 センター

~~~~~  
公 告  
~~~~~

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年12月8日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成29年11月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人Nプロジェクトひと・みち・まち
- 3 代表者の氏名
大坪 久美子
- 4 主たる事務所の所在地
富山県高岡市東下関6番15号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、女性の視点をいかしたひと・みち・まちづくりを推進するために、以下のことを目的とする。

- (1) 私たちの生活基盤である自然生態系を大事に活かすこと、暮らしやすい社会環境を整えること、併せて、これらを促進する循環経済を成り立たせること、この3つがバランスよく連動する地域社会を追求する。
- (2) 人間が人間として尊重され、誰もが個々の可能性を発揮できる男女平等・共同参画社会の形成を促進する。
- (3) 道路や施設など社会資本整備の質的転換について具体的場面を通して考え、思いやりや楽しさを感じるまちの環境を創造する。
- (4) 官・民・産・学など様々な立場の人の得意分野を活かすため、コミュニケーションとネットワークづくりを促進し、互いに知恵を出し合うことでよりよいものを生み出す。
- (5) 子ども、孫、その次へと、持続可能な未来をみすえた責任ある地域づくりを進める。